第十八条の六第二項第一号イ中「第六十七条」を「第九十九条」に、「認定整備事業計画」を「認定誘導事業計画」に、「都市再生整備事業」を「誘導施設等整備事業」に改める。

第十八条の九第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加える。

第十八条の十一第五項第一号中「施行令第二十五条の十の二第六項」を「同号」に改め、同条第十一項第一号中「第十九項に」を「第二十二項に」に改め、同号ハ中「第十九項第一号ハ」を「第二十二項第一号ハ」に改め、同条第十三項中「会社の」の下に「同号に規定する」を加え、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第十七項第三号又は第二十一項第三号」を「第二十項第三号又は第二十四項第三号」に、「第二十一項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第二十一項第三号」を「第二十四項第三号」に、「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十七項第三号」を「第二十項第三号」に、「第二十三項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十八項」を「第二十一項」に、「第十九項の」を「第二十二項の」に、「第十九項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第十八項から第二十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十七項第三号中「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号イに」を「第二十五条の十の二第十五項第二十五号イに」に改め、同項第一号中「第二十五条の十の二第十五項第二十四号イ」を「第二十五条の十の二第十五項第二十五号イ」に改め、同項第二号中「第十九項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項の次に次の三項を加える。

16　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号に規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する上場株式等の発行法人と資本関係又は取引関係を有する法人で、当該上場株式等の発行法人が指定したものとする。

17　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する発行法人等の同号に規定する役員又は従業員であつた者及びその相続人（包括受遺者を含む。）とする。

18　施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該信託の受託者がその信託財産として受け入れる金銭は、その全てが施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号に規定する発行法人等から拠出されるものであること。

二　当該信託の受託者にその信託財産として付与される新株予約権は、その全てが施行令第二十五条の十の二第十五項第二十四号に規定する上場株式等の発行法人から付与されるものであること。

第十八条の十三第二項第四号中「及び数」の下に「（特定公社債等にあつては、額面金額）」を加える。

第十八条の十三の四第一項第二号中「第二十五条の十の四第三項」を「第二十五条の十の四第一項第一号」に改め、同項第三号中「同項第二十四号イ」を「同項第二十五号イ」に改め、同条第三項中「第十九項各号」を「第二十二項各号」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に、「第十八項」を「同条第二十一項」に改める。

第十八条の十三の五第二項第五号ハ中「の数」の下に「（特定公社債等にあつては、額面金額）」を加え、同項第八号を削り、同項第九号中「おいて当該」を「おける当該特定口座についての法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用の有無並びに当該」に、「法第三十七条の十一の四第一項」を「同項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　その年中に支払をした法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金で当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に係るものにつき、その支払の際に徴収された同条第五項に規定する外国所得税の額があるときは、当該外国所得税の額

第十八条の十三の五第二項第十五号中「の翌年一月一日」を削り、「みなされることとなる」を「みなされた」に改める。

第十八条の十五第四項に次の一号を加える。

三　法第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社　当該特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十三号）第八条第五号に規定する特定株式投資契約に該当するもの

第十八条の十五第九項第一号に次のように加える。

ホ　法第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社に該当する特定中小会社が発行した特定株式である場合　当該特定中小会社から交付を受けた沖縄県知事の当該特定株式に係る基準日において(1)及び(2)に掲げる事実を確認した旨を証する書類（(3)に掲げる事項の記載があるものに限る。）

(1)　当該特定中小会社が経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第八条各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者による当該特定株式の取得が、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者と当該特定中小会社との間で締結された第四項第三号に定める契約に基づき、当該特定中小会社の設立の日以後十年以内に払込みによりされたものであること。

(3)　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、払込みにより取得がされた当該特定株式の数及び当該特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

第十八条の十五の三第二項第一号中「第五項各号」を「第七項各号」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第三号中「この号」を「この条」に改め、同条第十六項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項を同条第二十七項とし、同条第十五項の次に次の八項を加える。

18　法第三十七条の十四第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者等変更届出書を提出する者の氏名、生年月日及び住所

二　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　法第三十七条の十四第十四項に規定する変更前非課税口座（以下この項において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定を同条第十四項に規定する他の非課税口座に設けようとする旨

四　当該変更前非課税口座の記号又は番号

五　第三号の非課税管理勘定の年分

六　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出年月日

七　その他参考となるべき事項

19　法第三十七条の十四第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者等変更届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二　当該提出者からその金融商品取引業者等変更届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号

三　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称

四　当該金融商品取引業者等変更届出書に記載された非課税管理勘定の年分及び当該非課税管理勘定に係る勘定設定期間の区分